

参 考 资 料

平成25年度予算(案)の概要

社会・援護局地域福祉課

事項	平成24年度 予算額 千円	平成25年度 予算(案) 千円	差 引 増▲減額 千円	備 考
1 生活困窮者支援関係 ・生活困窮者自立促進支援モデル事業(新規)	-	セーフティネット支援対策等 事業費補助金(メニュー補助 金)250億円の内数		【新規事項】 ○生活困窮者自立促進支援モデル事業(仮称) 30億円 ・生活困窮者の状態に応じた自立・就労支援等を 早期かつ包括的に提供する相談支援の構築を図 り、ノウハウの蓄積や課題の検証を実施 (補助率:定額[10/10相当])
2 緊急雇用創出事業臨時特例基金 [住まい対策拡充等支援事業分] 関係 ・住宅手当緊急特別措置事業 ・生活福祉資金貸付の実施体制等整備事業 ・ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業 ・地域コミュニティ復興支援事業 ・臨時特例つなぎ資金貸付事業	-	-	-	〔参考〕 平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費 320億円
3 地域福祉増進事業関係 ・安心生活基盤構築事業(新規) ・地域資源・人材育成支援事業(新規) ・地域福祉等推進特別支援事業 ・民生委員・児童委員研修事業 ・生活福祉資金貸付事業 ・消費生活協同組合指導監督事業		セーフティネット支援対策等事業費 補助金(メニュー補助金)250億円 の内数		【新規事項】 ○安心生活基盤構築事業の創設等 (既存の地域福祉関連事業を集約化) ・住民参加による地域づくりを通じて、誰もが安心して 生活できる地域基盤を構築するため、孤立防止 のための実態把握や居場所づくり、権利擁護の推 進など住民生活に関わる福祉関連事業を総合的 に実施 (補助率:定額[10/10相当]又は1/2)
4 地方改善事業関係 (1)地方改善施設整備費 (2)地方改善事業費	5,288,977 787,000 4,501,977	4,998,660 730,000 4,268,660	▲ 290,317 ▲ 57,000 ▲ 233,317	
5 全国社会福祉協議会活動の推進 関係	92,674	79,047	▲ 13,627	・ボランティアセンター機能の充実・強化 ・民生委員に対する情報支援 等
6 ホームレス全国概数調査に係る経費 関係	22,674	15,537	▲ 7,137	
7 寄り添い型相談支援事業	-	セーフティネット支援対策等 事業費補助金(メニュー補助 金)250億円の内数		・生活困窮者やDV被害者など社会的なつながりが希 薄な方々の相談先として、24時間365日つながる電 話相談窓口を設置するとともに、必要に応じ同行支 援などを実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支 援を実施 (東日本大震災被災3県では被災者支援として別途 実施)
8 その他(旧本省費等)	21,058	91,325	70,267	・民生委員一斉改選経費 等
合 計	5,425,383	5,184,569	▲ 240,814	

2 社会的包摂・「絆」再生事業（地域コミュニティ復興支援事業）を活用した被災地における民生委員・児童委員への支援等の実施について

事務連絡
平成24年12月20日

岩手県、宮城県、福島県各地域福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

社会的包摂・「絆」再生事業（地域コミュニティ復興支援事業）を活用した被災地における民生委員児童委員への支援等の実施について（依頼）

平素より地域福祉の推進につきまして、格別の御理解と御尽力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、東日本大震災から1年9ヶ月が経過いたしました。被災者は長期化する避難生活を余儀なくされ、そのような中、被災地の民生委員児童委員の見守り等の活動が継続的に行われているところです。

しかしながら、この民生委員児童委員活動については、

- ・ 被災地においては欠員が生じているところもあり、住民の分散避難等により活動範囲が広がり、また、委員自身が遠方の仮設住宅から訪問等を行っているケースも多く、交通費等の実費の負担が大きくなっていること
- ・ 被災者でもある民生委員児童委員は、長期化する避難生活の中で、民生委員の精神的負担が大きくなるなど、支援する側としての民生委員児童委員への支援が必要な状況となっていること

等の実情がみられ、支援者への適切な支援が必要となっているところです。

また、仮設住宅等における孤立防止のためには、民生委員児童委員、生活支援相談員といった人的なサポートが大きく寄与するとともに、例えば緊急通報システム等の機器を活用して見守り活動を補完するなど、様々な事業を総合的に展開することが、孤立の防止に繋がるものと思われれます。

つきましては、被災市町村等と連携して、例えば

- ・ 通常の活動範囲を超えるような民生委員児童委員活動への活動費の補助
- ・ 民生委員協議会において、民生委員児童委員へのサポートのため、精神保健福祉士等の専門職によるメンタルヘルスケアの実施や民生委員児童委員同士のピアカウンセリングを開催
- ・ 市町村社会福祉協議会等における生活支援相談員へのメンタルヘルスケア等の実施
- ・ 仮設住宅における生活支援相談員の巡回相談と緊急通報システムの組み合わせによる孤立防止対策の実施

等の事業の実施を積極的にご検討頂きますようお願いいたします。

その際には、社会的包摂・「絆」再生事業（地域コミュニティ復興支援事業）の一事業として位置づけることにより、同事業の活用が可能となりますので、あわせてご検討ください。

また、事業に係る追加協議については、引き続き適宜受け付けておりますので、積極的なご検討をお願いいたします。

なお、本事務連絡は、全国社会福祉協議会を通じて、岩手県、宮城県、福島県の各県社会福祉協議会へも送付しておりますので、念のため申し添えます。

(担当)厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 ボランティア係 電話：03-5253-1111（内線2859）FAX：03-3592-1459 メール：anshinseikatu@mhlw.go.jp

3 安心生活基盤構築事業実施要領（案）

安心生活基盤構築事業実施要領（案）

1 目的

住民参加による地域づくりを通じて、誰もが安心して生活できる地域基盤を構築していくことを目的とする事業。孤立防止のための地域の実態把握と支援、社会と繋がりを持ち地域への参加を促進するための居場所づくり、日常生活を円滑に営むための見守りやちょっとした困り事等の基本的な生活支援などを実施する。さらに、分野横断的な相談支援や権利擁護の推進等の住民生活に関わる福祉関連事業をあわせて総合的に実施する。また、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるようにするために、福祉サービスの利用援助事業、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行う事業を実施する。

2 実施主体

3（1）の実施主体は都道府県又は市区町村とするが、都道府県が実施主体の場合、管内市区町村へ全部又は一部を委託することができるものとする。また、都道府県又は市区町村は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の一部を委託できるものとする。

なお、市区町村が実施主体の場合、事業全体の統括は市区町村が行い、行政としての役割（地域住民のニーズ把握の方針、地域福祉のコーディネーター支援（会議の実施支援等）、事業実施に必要な個人情報の取扱い規定の整備等）を担うものである。

また、3（2）の事業については、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会とする。ただし、実施主体は、本事業の一部を次に掲げる者に委託できるものとする。

- （1） 都道府県社会福祉協議会にあっては社会福祉法第109条第1項及び第2項に規定する社会福祉協議会、指定都市社会福祉協議会にあっては同条第2項に規定する社会福祉協議会
- （2） 社会福祉法人
- （3） 公益社団法人又は公益財団法人
- （4） 実施主体が、適切な事業運営が確保できると認める一般社団法人又は一般財団法人
- （5） NPO法人
- （6） （1）から（5）までのほか、福祉サービス利用援助事業の対象者の当事者団体、家族会等で法人格を有するもの

3 事業内容

実施主体は次に掲げる事業を行うものとする。

- （1） 安心生活創造推進事業

安心生活の基盤を市区町村域全体に構築していくにあたり、まずは市区町村区域内のモデル的な地区等において実施するための事業として位置づける。

なお、都道府県が実施主体となる場合、下記ア及びイの事業については、基本的に市区町村へ事業委託するが、広域的な観点から実施することが効果的な事業（例えば県内を広域的に対象とした自主財源作り、住民参加を促す県民向けイベント、地域福祉のコーディネーター養成研修等）について実施するものとする。

ア 基本事業

下記（ア）～（カ）の事業については、安心した生活を送るための基礎的な事業として位置づけ、（ア）～（カ）までのいずれの事業についても必ず実施するものとする。ただし、（カ）の事業については、別途定める一定期間経過後に実施することを可能とする。

なお、これまで「安心生活創造事業」（本実施要綱の第10次改正（平成24年4月5日社援0405第3号）における別紙の3のエの事業）を実施した市区町村（以下「安心生活創造事業実施市町村」という。）については、なお従前の実施要綱に基づき事業を行うことが出来るが、出来る限り本要領に基づく事業を実施すること。

（ア）抜け漏れのない実態把握事業

官民協働による見守り等を通じた、漏れのない地域住民の生活課題を把握する。

（イ）生活課題検討・調整事業

地域の社会資源を活用して、具体的にどのように支援していくのか、支援方針を検討・調整する個別の支援方策を検討する。支援困難な事例については、個別支援会議を実施する。

（ウ）抜け漏れのない支援実施事業

暮らしの基本となる買い物支援等生活支援サービスやサロン等の居場所づくり等を、福祉として提供する側面だけではなく、社会との繋がりを認識できる場（社会参加の場）の提供も含めた双方向（状況によって支援を提供する側にもなり、支援を受ける側にもなる）の支援を、アの事業により把握された住民ニーズに基づき実施する。

（エ）地域支援活性化事業

（ア）から（カ）まで（本事業を除く）の事業を地域で円滑に実施していくため、地域福祉のコーディネーターを養成・配置し、小地域における支援の担い手と連携して支援を実施する。

（オ）住民参加型まちづくり普及啓発事業

地域における互助の気運を高め、住民参加による地域福祉計画の策定や支援の提供を進めるとともに、継続的な支援者を確保していくための事業を実施する。

(カ) 自主財源確保事業

地域住民等の互助意識の醸成、事業所の社会貢献（CSR）の手段あるいは公費だけに寄らない事業の継続性を確保するため、寄付や物販等を通じて財源の一部を確保するための取組みを実施する。

イ 選択的事業

アの基本事業を実施することを前提とした上で、下記（ア）～（エ）の事業を地域の実情に応じて選択して実施する。なお、これらの事業については、都道府県が実施主体となる場合は、複数の市区町村を跨る事業について実施することが可能であり、市区町村が実施主体の場合は、市区町村区域全体を対象として実施することも可能である。また、安心生活創造事業実施市町村は、基本事業の実施を前提とせずに、選択的事業を単独で実施することが可能である。なお、既存の制度や補助事業において、対象経費となっている事業については、本事業の補助対象とはならないことに留意すること。

(ア) 福祉横断的相談支援事業

世帯における複合的な生活課題に対応するため、高齢・障害等の分野を横断した相談支援体制を構築する。

(イ) 福祉横断的包括的サービス提供事業

地域住民の実態把握や相談支援、サロン等の居場所提供、送迎等のサービスを多機能（訪問する、通う、泊まる等）で、高齢、障害等福祉分野を横断し、調整役（コーディネーター）のコーディネートの元に、一体的にサービス提供を行う拠点を設置する。

(ウ) 権利擁護推進センター等事業

成年後見制度や日常生活自立支援事業の対象となる者など権利擁護を必要とする者に対し、一体的・総合的な支援を実施するための拠点を設置する。また、判断能力の不十分な者への支援体制強化のための支援者の追加配置等を行う。

(エ) その他地域の実情に応じた事業

地域福祉の推進に資する地域特性に応じた先駆的事業を実施する。

(2) 日常生活自立支援事業

(略)

よりそいホットライン 実施状況

9ヶ月で700万コールを突破

照会区間	総呼数	完了呼数	接続完了率
2012年3月	57,995	18,193	31.40%
2012年4月	318,159	22,209	7.00%
2012年5月	575,191	36,642	6.40%
2012年6月	721,875	34,010	4.70%
2012年7月	871,689	31,624	3.60%
2012年8月	834,128	33,390	4.00%
2012年9月	952,832	31,651	3.30%
2012年10月	1,102,359	35,678	3.24%
2012年11月	1,051,624	33,091	3.15%
2012年12月	936,273	33,074	3.53%
合計	7,422,125	309,562	4.17%

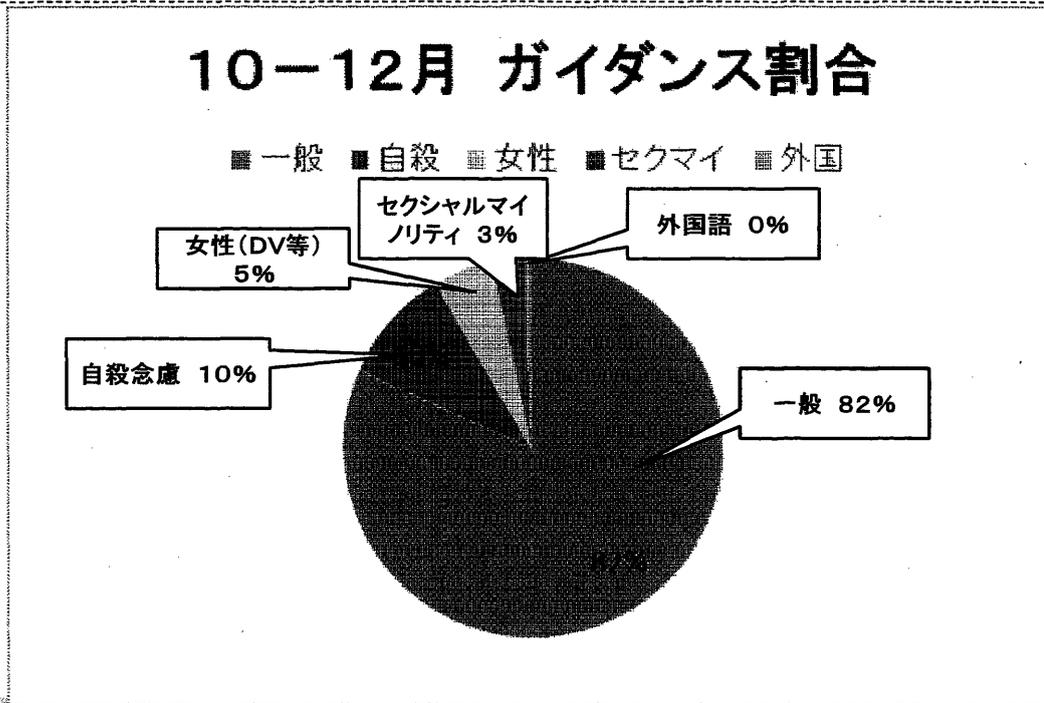
4月1日～12月31日 総呼数と完了呼数

東北6県からは、60万コール

都道府県名	総呼数	完了呼数	接続完了率
青森県	18,687	1,490	8.0%
秋田県	46,173	3,469	7.5%
岩手県	220,695	22,796	10.3%
宮城県	183,533	16,208	8.8%
山形県	55,674	6,259	11.2%
福島県	85,124	7,835	9.2%
合計	609,886	58,057	9.5%

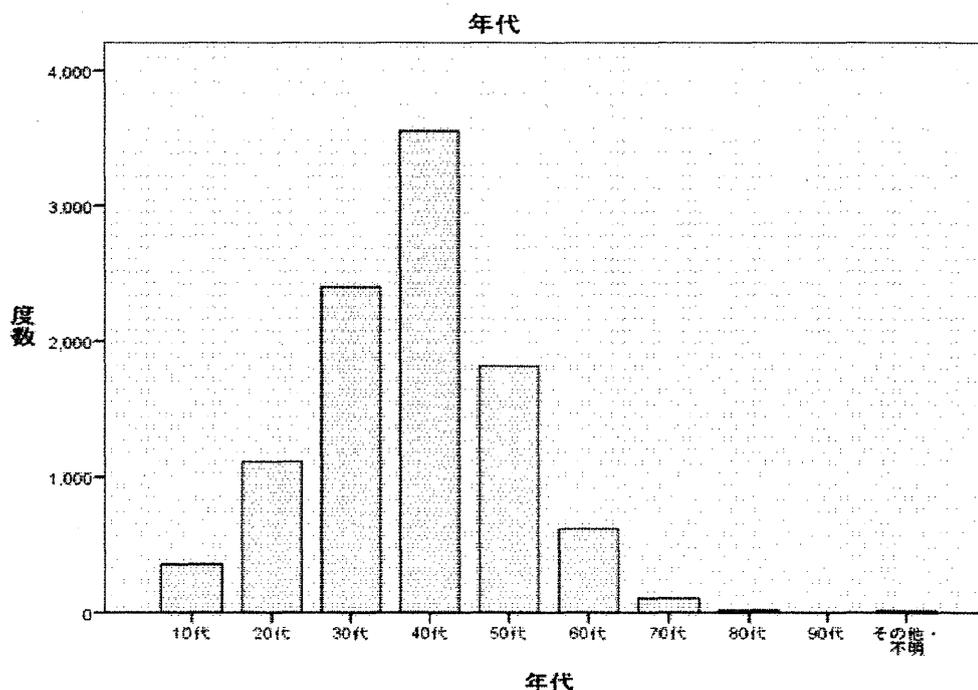
3月～12月

選ぶガイダンスの割合



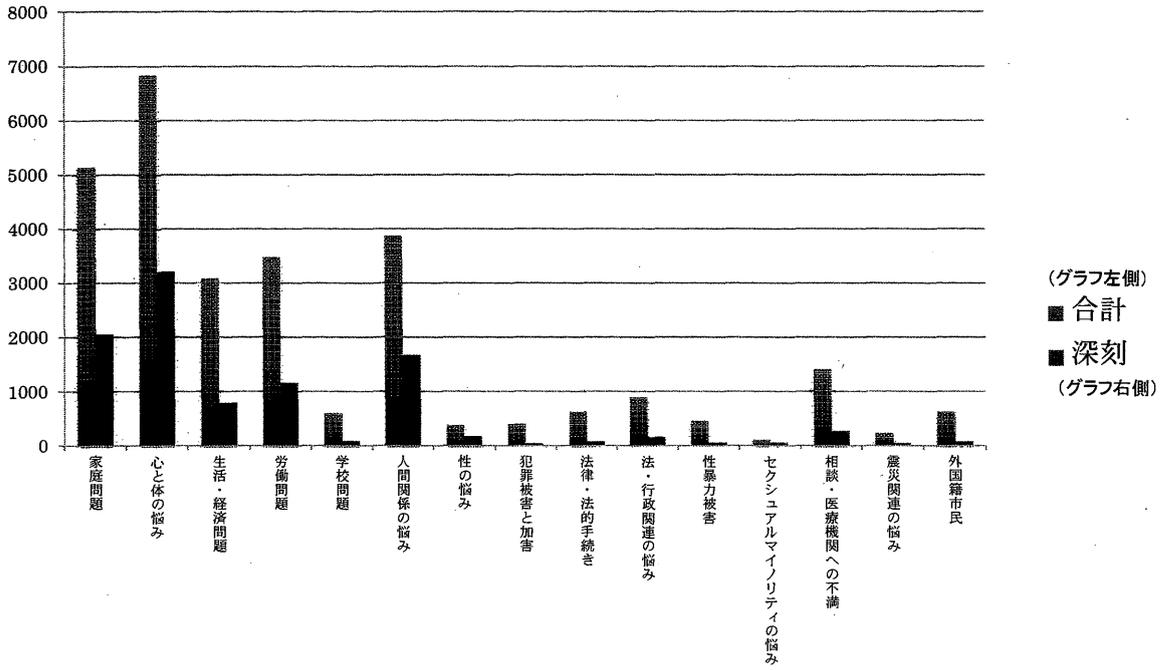
0120-279-358
2016.12.27.12

属性について



0120-279-358
2016.12.27.12

悩みの内容について



いずれの資料も、よりそいホットライン福島報告会(平成25年2月2日)資料((社)社会的包摂サポートセンター作成)に基づき厚生労働省で作成